

令和 4 年 1 1 月 定 例 会

経 済 委 員 会 説 明 資 料
(そ の 2)

商 工 労 働 観 光 部

目 次

提出予定案件

1	一般会計・特別会計予算	1
(1)	債務負担行為	1
ア	一般会計	1
2	その他の議案等	2
(1)	指定管理者の指定について	2
ア	徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について	2
イ	徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について	2
ウ	徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について	2
(2)	条例案	3
ア	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3
(3)	専決処分の報告について	6
ア	損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	6

提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 債務負担行為

ア 一般会計

追加

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
にぎわいづくり課	徳島県立美馬野外交流の郷 の管理運営協定	自 令和5年度 至 令和9年度	73,750			1,475	72,275
	徳島県立出島野鳥公園 の管理運営協定	自 令和5年度 至 令和9年度	28,005			5,415	22,590

2 その他の議案等

(1) 指定管理者の指定について

ア 徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立大鳴門橋架橋記念館 及び徳島県立渦の道	板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬34番地8	株式会社 ネオビエント及び 一般財団法人 徳島県観光協会 参加グループ	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日

イ 徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立美馬野外交流の郷	三好郡東みよし町中庄276番地1	四国開発土木 株式会社	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日

ウ 徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について

施設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 等 名	
徳島県立出島野鳥公園	阿南市那賀川町みどり台1番地の1	株式会社 コート・ベール徳島	自 令和5年4月1日 至 令和10年3月31日

(2) 条例案

ア 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業人材育成センター）

(ア) 改正の理由

本県西部における在職者の技能習得の支援拠点として新たに徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟を事業主等の利用に供するため、所要の改正を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

- ㊦ 徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができることとし、その使用料の額を定めることとした。
- ㊧ その他所要の整備を行うこととした。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(施設等の利用)</p> <p>第三条 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの多目的ホールを一般の利用に供することができる。</p> <p>2 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの在職者訓練棟を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。</p> <p>3 知事は、徳島県立西部テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟及び規則で定める設備を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(施設の利用)</p> <p>第三条 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）を一般の利用に供することができる。</p> <p>2 知事は、徳島県立中央テクノスクールの業務に支障のない範囲内で、徳島県立中央テクノスクールの在職者訓練棟（以下「在職者訓練棟」という。）を職業訓練又はこれに関する研修会、講習会等を行う事業主等の利用に供することができる。</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">(利用の許可)</p> <p>第四条 前条の規定により徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール若しくは在職者訓練棟又は徳島県立西部テクノスクールの在職者訓練棟若しくは規則で定める設備（以下「多目的ホール等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(利用の許可)</p> <p>第四条 前条の規定により多目的ホール又は在職者訓練棟を 利用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可（以下「利用の許可」という。）を受けなければならない。</p>

(利用の許可の制限)
第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。
 一・二 (略)
 三 専ら営利を目的とした活動を行うと認められるとき。
 四 その他徳島県立中央テクノスクール又は徳島県立西部テクノスクールの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の制限)
第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。
 一・二 (略)
 三 専ら販売を目的とした活動を行うと認められるとき。
 四 その他徳島県立中央テクノスクールの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)
第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は多目的ホール等の利用の中止を命ずることができる。
 一～四 (略)
 2 (略)

(利用の許可の取消し等)
第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は多目的ホール若しくは在職者訓練棟の利用の中止を命ずることができる。
 一～四 (略)
 2 (略)

(損害の賠償)
第八条 職業能力開発校の施設、設備、機械器具等を毀損し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(損害の賠償)
第八条 利用の許可を受けた者は、多目的ホール又は在職者訓練棟の施設、機械器具等を毀損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、当該毀損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

別表 (第七条関係)

区 分		単 位	金 額
徳島県立中央テクノスクール	多目的ホール	午前	一一、一八〇円
		午後	一四、九一〇円
	在職者訓練棟	午前	六二〇円
		午後	八三〇円

別表 (第七条関係)

区 分	単 位	金 額
多目的ホール	午前	一一、一八〇円
	午後	一四、九一〇円
在職者訓練棟	午前	六二〇円
	午後	八三〇円

徳島県 立西部 テクノ ル	在職者訓練棟	午前	三七〇円	備考 (略)
		午後	四九〇円	
	規則で定める 設備	午前又 は午後	規則で定める額	
備考 (略)		備考 (略)		

- (ウ) 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

(3) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（庁舎事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

専決処分内容

課名	和解の相手方	賠償金額	事故発生年月日	事故発生場所	専決処分年月日
産業人材育成センター	徳島市在住 1名	265,100 円	令和4年9月19日	徳島市 県立徳島テクノスクール (旧徳島テクノスクール)	令和4年10月28日